

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレード・ポイント・アベレージ（GPA）規程

（制 定 平成 30 年 2 月 28 日）

（目的）

第 1 条 この規程は、八戸学院大学学則（以下「大学学則」という。）第 16 条第 2 項および八戸学院大学短期大学部学則（以下「短大学則」という。）第 9 条第 2 項に基づき、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）に関し必要な事項を定める。

（グレード・ポイント）

第 2 条 学生が履修した授業科目の評価に対するグレード・ポイント（以下「GP」という。）は、次のとおりとする。

評価	評点	可否	GP
秀 (S)	100 点～90 点	合格	4
優 (A)	89 点～80 点	合格	3
良 (B)	79 点～70 点	合格	2
可 (C)	69 点～60 点	合格	1
不可 (D)	59 点～ 0 点	不合格	0
欠席	—	不合格	0

（GPA の算定）

第 3 条 各学期の GPA（以下「学期 GPA」という。）及び累積の GPA（以下「累積 GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{（当該学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{当該学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{（全学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{全学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

（対象科目）

第 4 条 本学で開講するすべての科目を GPA の算定対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、科目認定された単位および大学学則第 13 条に定める教職に関する専門科目は GPA の対象外とする。

（規程の改廃）

第 5 条 この規程の改廃は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。